

翻 訳

梅宏、胡勇 「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」

矢 澤 久 純 訳

翻 訳

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」

矢 澤 久 純* 訳

要 旨：行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性は、それが行政権と司法権が相互に協力することで国家の環境保護の義務を履行し、環境保護の目標を達成することの実践であるということ起源とする。完全な生態環境損害賠償制度を確立することは、司法が実際に必要とする事柄に立脚するものでなければならず、行政権と司法権を訴訟のそれぞれの段階において合理的に配置することを通じて、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟において、判決の効率をさらに高め、執行の強度をさらに強くするのである。そのためには、訴訟の提起と推進、判決を下すこととその執行といったすべての過程において完全な制度を建設しなければならない。

キーワード：生態環境損害、賠償権利者、行政権、司法権

2015年12月、中央弁公庁と國務院弁公庁は、《生態環境損害賠償制度改革の試行規定案【生态环境损害赔偿制度改革试点方案】》（以下、《試行規定案》という。）を発行し、生態環境損害⁽¹⁾の賠償権利者は、國務院の

* 本学法学部教授

授權を経た試行地方省級政府であることをはっきりと定めた。行政機関が生態環境損害賠償権利者として正当性を有するかどうか、これは、生態環境損害賠償制度を構築する際に答えなければならない問題である。行政機関がいかに賠償権利者の職責を行使するのかは、これまた、生態環境損害の賠償請求の評価鑑定、修復の賠償、資金の使用といった後続の作業の展開を直接、決定する。本稿は、こうした問題が直面する主要な理論的争いと実際の疑義について分析を行い、司法実践における必要と立法者の意図を結び付けることを試みる。そして、行政機関が提起する生態環境損害賠償請求訴訟の具体的な実施の仕組みを検討して、《試行規定案》の実施のために建議を行う。

一 行政機関が提起する生態環境損害賠償請求訴訟についての理論的争いと実際の疑義

行政機関を生態環境損害賠償権利者にさせるという改革の主張は、何の根拠もなく行なっているわけではなく、《海洋環境保護法【海洋环境保护法】》第90条第2項⁽²⁾は、法により海洋環境監督管理権を行使する部門が国家を代表して有責の者に対して生態環境損害賠償を請求することについて、法的根拠を提供している。当然のことながら、行政機関が提起する生態環境損害賠償は、規定と司法実践があつたが故に正当性を有していたということはないであろう。むしろ、効果のレベルが比較的低い規定と、実践の中で表面化した問題は、しばしば、行政機関が提起する生態環境損害賠償の研究者たちが非難する内容についての疑義となっている。

(一) 疑義一：行政機関が提起する生態環境損害賠償には、力強い法理的根拠が欠けている

行政機関が生態環境損害賠償を提起することを支持する学者は次のように考える。すなわち、都市の土地、森林、草原、鉱物資源、河川、漁場等の自然資源は国家の所有に属し、檢察機関、公民個人、公益組織、特定の行政機関は、国家の所有権を守るという立場から、環境資源を破壊する行為に対して公益損害賠償請求を提起できる⁽¹⁾。それに対して、反対の論者

は、国家所有権を守るということは、行政機関が有している訴訟提起権の法理的根拠としては不十分であると考えられる。一方で、行政機関が国家所有権に基づいて提起する訴訟は、「公益」という性質を有するのかそれとも「私益」という性質を有するのか明確にするのが難しい^[2]。環境という利益が広い意味での公共利益に属するとしても、所有権というこの「物権性権利」を根拠に提起する訴訟は明らかな私益の救済という特徴を有しており、私人がその所有する財産が他人によって毀損されたときの救済に類似している。このことから、行政機関が提起する損害賠償訴訟は公益訴訟の関係制度を必然的に適用できるわけではないし、伝統的民事不法行為理論もまた、行政機関という原告主体に対して、不法行為責任の追及の論理にかなった解釈を与えるのは困難である^[3]。いま一方で、土地、森林、草原、河川、海域等は、資源という要素の属性を有しているだけでなく、環境という要素の属性をも有しており、それらは一定の範囲の生態システムの重要な構成要素である。経済資源として、これらの要素は国家の所有に帰し得るが、法律は、国家は生態環境の所有者であるとは規定していない。そこで蔡守秋教授の考えによれば、大気、河川、海洋、森林及び荒地といった環境及び資源は、不特定多数者が非排他的に使用することができる「公衆共用物」であり、私人の所有又は政府の管理の権力による規制を排除すべき、とする^[4]。以上の二つの方面の疑義から見れば、行政機関が国家所有権を基礎にして提起する生態環境損害賠償の法理上の根拠は、それほど力があるわけではない。

(二) 疑義二：行政機関は生態環境損害賠償訴訟の原告として、行政権と司法権の地位のずれ【錯位】を惹き起こす

行政機関が原告として生態環境損害賠償訴訟を提起することで、「環境という公共の利益の業務において実際に、二つの構造が類似し、機能の重複した法手続きに変化させられ」^[5]、行政権と司法権の地位のずれを惹き起こす。憲法原理に基づいて、各種の国家公共権力の関係上、政府の立法系、行政系及び司法系は、機能性に相違があるが故に、異なる公共的任務を受け持ち、異なる公共的権力を行使しているのであって、相互間で自ら

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

の職務の範囲を超えてはならない⁶⁾。職権区分上、環境公共事務を管理する責任を負うのは、環境行政主管部門であって司法機関ではない。環境行政主管部門は、人員編成、財政資金、技術支援を有しており、管理制度を定めて法律を執行することが、管理・制御を実施する手段となる。行政権力が動員することのできる資源は、生態環境損害の後続的賠償と回復業務に対応する能力がある。「能動的司法が環境を保護する」という理念を貫徹する中で、事件を主導しプロセスを推進するのは、人民法院であって行政機関ではない。行政機関は、訴訟手続の発起者と、あるいは落ちぶれて、裁判所が調査して証拠を集め、被告に対して「糾問」をするのを受動的に協力する補助者と見られるに過ぎない。これは、直接、行政資源が十分には動員され得ず、むしろ部分的に使われないで放置されるという局面を出現させ、他方で有限の司法資源は大量に使われ、環境法治は、異なる主体の役割の分業の中で、混乱状態の様相を呈する。

(三) 疑義三：「政企共謀【政企合謀】と損害法治精神のリスクが併存している

行政機関が提起する環境損害賠償訴訟にとっての一大憂慮は、「政企共謀」である。すなわち、汚染者かつ生態破壊者である企業は、しばしば地方の多額納税者でもあり、その当地のために就業機会と財政収入を作り出している。「GDP至上」という政治実績観の主導の下で、地方の役人は、審査と昇進を考慮して、汚染企業と一致する利益を追求することにより、双方は容易に「共謀」が成立し、汚染者が責任を逃れるに至る。この他にも、「安定がすべてに優先する」という政治構造の中で、もし厳格に汚染者の責任追及をすれば、社会が不安定となる要因に触れることとなり（汚染企業が賠償のプレッシャーの故に倒産手続に入れば、大量の失業者が発生するに至る。）、地方政府は「安定維持」のほうに傾いて、汚染者の責任を減免する。以上の憂慮から、「政府謀利論【政府謀利論】」を帰納することができる。すなわち、地方政府と関係部門は、自身の利益（経済的利益と政治的利益がある。）から、環境法の有効な実施を妨害し、阻止する⁷⁾。「政府謀利論」が「政企共謀」を憂えるのとは逆に、いま一つの憂慮は、政府

と人民法院が汚染企業に対する「共同攻撃【聯合打击】」である。行政機関に環境公益訴訟において原告にならせることは、実質的には、もともと存在している行政法関係を民事法関係にねじ曲げることであり¹⁶⁾、原告・被告双方の実質的に不平等な地位は正されない。こうした憂慮が現実となれば、汚染者にとっては、絶対的に優位な地位にある行政機関が一旦、司法機関と連携し、生態環境損害賠償訴訟を、いかなる心配も存在しない通過過程に発展変化させる。このことは、疑いなく、法治精神と司法の公正を傷つけることになる。行政機関が生態環境損害賠償訴訟を提起するとき、上述の2種類の憂慮は共存はするが矛盾はしない。個別事例の段階において、政府と企業の「共謀」あるいは裁判所との連携が発生する可能性がある。このことは、地方政府が、経済発展、社会の安定、環境保護の間の比較と取捨をすることと直接、関係がある。

以上の三点の疑義は、實際上、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性についての三つの側面での問題に触れている。(1) 法理の側面。行政機関が生態環境損害賠償の権利者となる法理的根拠は何なのか、これはその正当性の根源である。(2) 立法の側面。行政機関が民事訴訟の原告となることが憲法原理下で行政権と司法権は相対的に独立しているという安定的状態に対する突撃となることをいかに合理的に説明するのか、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟と社会組織又は檢察機関が提起する環境公益訴訟との間の関係をいかに調整するのか、これらはその正当性を証明する重要な根拠である。(3) 現実の側面。行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟が環境法治の改善に対して積極的影響を生み出すことができるかどうか、どのような制度を設計すれば「政企共謀」又は「共同制圧【聯合打壓】」のリスクを避けることができ、合理的に現有の法制度と繋ぐことができるのか、これらはその実行可能性を論証するのに避けようがない現実的問題である。

二 現有の疑義の解消と理論的再構成

《試行規定案》によれば、生態環境損害とは、「環境を汚染し、生態を破壊することにより、大気、地表水、地下水、土壌等の環境要素及び植物、動物、微生物等の生物要素の不利な変化を惹き起こすこと、並びにこれらの要素が構成する生態系統機能の退化を惹き起こすこと」を意味する。生態環境損害賠償訴訟が救済する利益の直接性とその本質を認識することは、我々が環境法学理論の体系内で行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性を論証する前提である。

(一) 行政機関が生態環境損害賠償を請求する正当性は、国家の環境保護義務を起源とする

《試行規定案》によれば、試行地方省級政府は、国务院の授権を経た後は、その行政区域内で生態環境損害賠償権利者となる。これは、行政機関に生態環境損害賠償訴訟を提起させることが一つの権利の付与であるということの意味しているようである。権利という話の下では、この導出は、二つの追及に直面する。すなわち、第一に、この権利の性質は何か、第二に、それが主張する利益は何か。生態利益の公共性、非排他性か。私法という言葉の体系における国家所有権理論では、この二つの追及に対して回答するのが難しい。法学の領域の権利に対する研究は各人各様であるとは言え、権利の起源と発展から見れば、それは終始、個体の利益のために奉仕するものである⁽³⁾。では、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟は、自分自身の利益によるものなのか。全体から見れば、経済の発展、社会の安定、環境に優しいといった利益は、人民全体の利益であって、政府それ自身の利益ではない。部分から見れば、指導者職の栄転や所属部門の業績の審査といった政府部門の利益の中に、明らかに生態利益は含まれていない。このことから推論すれば、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟は権利保護の訴訟ではないのであり、その理由は、それ自体、いわゆる権利ではないからである。この種の訴訟は訴訟提起者が何らかの利益を勝ち

取るためのものではなく、ある種の「高尚な訴訟」である¹⁸⁾。行政機関が行使する訴訟提起権が自己の利益のためではなく、集団（人民全体）の利益のためであるとき、こうした権利の行使は、實際上、個体が集団に対して負う責任となる。まさにイェーリングが述べるように、「もし社会秩序を擁護することが目的なのであれば、個々人が権利を主張するのは権利者が社会に対して負っている義務に他ならない」¹⁹⁾。そして、行政機関が負っているこのような責任は、国家権力による、自国の良好な生存、環境の発展に対する擁護であり、生態の総体の状況を改善する義務である。

法律の文言上は、国家の環境保護義務という、憲法上の直接の表現は、各国憲法の中に一般的に存在する環境の基本的国策条項である。現在のところ、すでに 105 ヶ国が憲法の中に環境の基本的国策条項を入れており、環境保護における国家の責任を明確にしている¹¹⁰⁾。中国もこれに含まれ、《憲法》第 26 条が明文で規定している。1990 年に公布された《環境保護業務の一層の促進に関する国务院決定【国务院关于加强环境保护工作的決定】》は、直接に明記している。すなわち、「生産環境及び生態環境を保護・改善し、汚染及びその他の公害を予防することは、我が国の基本的国策である。」立法の現実から見ると、環境権の客体、内容が規範のレベルでは明確さを与えにくいので、特定化した、そして統一的な環境利益が存在するか否かについても議論があり、伝統的な構造での「環境基本権——国家環境保護義務」という憲法関係は証明しがたい。国家環境保護義務を「国家目標条項」と位置付けることは、現行《憲法》規定と国家の基本的国策に対する比較的合理的な解釈である¹¹¹⁾。憲法の中の環境保護条項を独立した国家目標と見ることは、国家権力及びその行使もまたこの目標の制限を受けるということの意味しており、こうした制限は立法権や行政権だけでなく、司法権ないしは法律監督権にも作用する。「環境を保護・改善する」という憲法の目標の先導で、異なる類型の国家権力がそれぞれの運行方式を通じてこの目標を実行する。国家の政治体制と基本制度は、異なる国家権力間に相互の独立と牽制があることを決定するが、しかし、この種の「独立」は、越えることができない障壁ではない。憲法の目標を

一層うまく実現していくために、異なる国家権力の協力運行も必要となる。改正された《環境保護法》が定める「日割り罰金」制度のように、環境保護の法律執行の威嚇力を大いに強化したことは、立法権と行政権の協力を具体的に表している。検察機関が特定の場合に環境民事又は行政公益訴訟を提起することができるということは、法律の監督権と司法権の間の協力を具体的に表している。同じ理からして、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟が体現しているものは、行政権と司法権の協力である。こうした理解を基礎とすれば、行政機関が行う生態環境損害賠償は、行政機関が憲法の目標をさらに実現するために積極的に履行する義務と見ることができ、行政権と司法権の協力が行う試みを探し求めることと見ることができる。これまた、行政機関が提起する生態環境損害賠償の正当性の根拠である。

(二) 行政機関が提起する生態環境損害賠償は、行政資源と司法資源の合理的配置に有利である

疑義二の観点とは逆に、行政資源と司法資源の最適化の配置という観点に立つと、行政権に環境司法の中でさらに大きな責任を負わせることは、司法権と行政権の「地位のずれ【错位】」でないばかりか、ある意味、「原点回帰【归位】」である。目下の中国の行政権力は優勢であるのに、環境行政の法律執行は全般的に力を尽くしていないという特殊現象の故に、環境保護を実現するという目標は、主として行政権力の規範や督促に向けられている。その方式は、主として公民個人や関係組織が環境汚染問題の故に行政主管機関に対して行う摘発や告発を含み、公民や関係組織が環境保護機関の具体的な行政行為に対して提起する行政訴訟等を含んでいる。公民個人であれ、社会組織であれ、また検察機関であれ、行政機関の監督や督促について、一つの例外もなく、司法手続の中に入る。一定の意味で、それらは、「能動的司法」の観念の影響の下で、人民法院が環境保護事業に対して自発的に作為を行う願望を具体的に表している。そして、司法の実際の活動の過程において、人民法院はよく、自発的に環境汚染事件の処理過程に介入する。行政権力の運行にとって、多くの面の要求と制限があ

り、裁判所が環境保護行政機関に対して事件と関係する資料を提出するよう要求することができるように、環境保護行政機関の共同組織と話し合っ
て環境修復の要望を出すことができ、監督管理部門の意見や専門家の意見
を参考にして賠償範囲及び額を画定することができる⁽⁴⁾。以上のことから
分かることは、行政機関の処理の前置手続が欠けているために、能動的司法
は、元々、行政機関が行わなければならない職能を大幅に代行している
ということであり、このことは、「優勢機関」が解決することができない
紛争を「劣勢機関」たる裁判所に渡して解決させる局面を出現させる^[12]。
司法権と行政権のこうした「地位のずれ」は、環境法治の実施過程の中に
横たわる現実の問題となっている。以上のことから、有限の司法資源は多
くの行政機関が担わなければならない任務を担うが、重荷に耐えられず、
こうした「地位のずれ」の実質は行政資源と司法資源の分配と使用の不合
理であるということが見てとれる。それ故、現在の局面を打ち破るキーポ
イントは、環境保護行政機関に、事件を処理する中でさらに重い任務を担
わせることであり、行政権に、環境司法の中でますます積極的に自発的な
役割を發揮させることである。これまた、生態環境損害賠償制度改革の試
行の目標方向である。

環境保護と環境の質の改善には、法治の力の護衛が必要となる。環境法
治の完備には、行政権と司法権の協力が必要となる。厳格な意味で司法権
と行政権の独立を厳守すること、又は憲法原理の中の伝統的な訴訟関係の
安定性を優劣を評価する制度の基準とすることは、環境保護の法律制度の
不断の創造を厳しく制約することになるだけでなく、環境法治の建設にお
ける実際の問題を解決するのに不利となる。目下のところ、行政資源と司
法資源の配置と使用の不合理性は、環境司法の機能の弱化を惹き起して
おり、これは環境司法実践における突出した問題である。《試行規定案》は、
國務院の授權を経た地方省級政府は生態環境損害の賠償権利者となると規
定しており、「自発的協議、司法の保障」という試行原則をはっきりと定
めている。まさにこれは、行政資源と司法資源の配置を最適化するという
重要な体制のメカニズムの創造に目を向けているのである。「賠償権利者」

の主体の地位は、省級人民政府だけが生態環境損害賠償の各手続と実体的権利の最後の決定権と処分権を享有するということを意味している。指定を受けた関係部門又は組織は、訴訟の中の委託者又は命令の執行者であるに過ぎず、それにより、行政権力行使の慎重性と行政機関内部の自己束縛を保証し、「政企共謀」又は「共同制圧」のリスクを比較的大きな限度で避けることができる⁵⁾。指定を受けた関係部門又は組織には、環境保護、国土資源、住宅都市農村建設、水利、農業、林業等の部門が含まれており、省級政府の統一的計画の指導の下で、各部門の行政資源は、環境司法の中でますます多くの任務を担い、ますます重要な役割を發揮することができる。《試行規定案》の徹底的な推進と、行政機関が行う生態環境損害賠償の請求主体メカニズムや手続規則が次第に整備されていくにつれ、目下の環境司法において司法機関では重荷に耐えられず行政機関が「対岸の火事」となっている現状もまた、根本的に一新されるであろう。

(三) 行政機関に訴訟提起権を与えることは、「二つの害悪を比較して軽いほうを取る」の理性的選択である

処罰するのであれ、救済措置を強制するのであれ、行政機関が生態環境損害賠償義務者に対して課する責任には、汚染者が生態修復費用を支払うよう要求することの強制は含まれていない。そのことにより、ある学者は、環境保護部門に損害賠償責任を迫及する職能を直接与えることができれば、行政責任という方式で環境損害を回復することができる¹³⁾と提示している。我々は、この主張を、環境保護行政機関が単独で生態環境損害賠償及び回復を決定しそして推し進める能力を与えること、と見ることができる。これに対応するものとしては、現行の行政強制及び行政処罰の手段という変わらない基礎上で、環境保護機関に生態環境損害賠償訴訟の提起資格を与えることである。この2種類の救済の筋道を比べると、環境保護行政機関が有力な行政処罰及び強制手段を備えているという前提の下で、他に、単独で生態環境損害賠償の範囲、方式、金額及び期限を決める能力を与えることは、疑いなく行政権力の極度の拡張である。しかも、この拡張がもたらす外部監督の欠乏は、行政と向かい合う汚染者にますます不利

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

な地位におかせる。別の角度から見ると、環境保護機関は生態環境損害賠償訴訟の原告として、その生じる影響は、伝統的な訴訟構造に対する突撃及び訴訟における行政機関と汚染者の訴訟上の地位の不平等に集中している。環境保護行政機関に異なる能力を与えるという2種類の結果から見れば、行政権力の強制命令により生態修復資金を支払うことがもたらす行政の専制、権力によるレント・シーキングという隠れた弊害は、司法機関の監督と参与の下で出される生態環境損害賠償が生み出すマイナスの影響よりもはるかに勝っている。「二つの害悪を比較して軽いほうを取る」、我々は、行政機関に生態環境損害賠償の訴訟提起権を与えることは一層理性的な選択であり、これまたその正当性の有力な支持となることを証明している、と考える。

三 環境司法の実際から、行政機関が提起する生態環境損害賠償の実行可能性を考察する

生態環境損害賠償制度の建設は、結局は、司法実践に回帰し、実践という検証を受ける。それ故、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の実行可能性の研究は、司法の実際の問題を解決するという基礎上で確立されなければならない。行政機関が原告としてどの程度、生態環境損害賠償訴訟を推進し、判決を作り上げ、執行に移すことができるのかは、検証に際して、行政機関が環境法治の改善に対してどれだけの働きを有しているかということの重要な基準である。このような検証を行う前に、我々は先ず、司法実践はどのような問題に直面するのか、どのような実際の要求があるのかについて帰納する必要がある。

(一) 行政機関又は司法機関が単独で主導する生態環境損害賠償にはそれぞれ優勢・劣勢がある

生態環境損害賠償に関する実践の中で、2種類の典型的な処理モデルが存在する。その一は、行政が主管する機関と汚染企業が話し合いを行い、生態回復協議が合意に達し、そして主管機関が後続の回復活動を主導するモデルである。その二は、環境保護公益組織が公益訴訟を提起し、審理す

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

る裁判所が事件の過程を主導して、判決の履行の方式と結果を重視するモデルで、その審理過程は濃厚な職権主義の色彩を有する。

前者の例は「康菲溢油事件【康菲溢油案】」⁶⁾であり、2015年に環境保護公益組織が訴えを起こす前は、国家海洋行政主管部門が関係企業と交渉し、賠償金額を確定させ、賠償計画について合意し、司法手続に入ることなく、巨額の生態環境損害賠償金と生態修復資金について、事故発生から1年も経たずに確定させることができた。しかし、別の面では、海洋行政主管機関の「独断」が民衆の疑義を受けた。賠償金支払協議の合意過程に外部の力による監督が欠けており、民衆の参与の程度が足りておらず、賠償額は生態修復の真の必要に足りているのかについても疑問が出された。これらのことは、協議の合意の3年後のことであり、環境保護公益組織が環境公益訴訟を提起したことを脚注で留めておく。

後者の例は、泰州市環境保護聯合会が錦匯や常隆等の会社を訴えた環境汚染不法行為紛争事件(以下、「泰州事件」と略称する。)である。この事件の処理過程において、審理した裁判所は、決定的な役割を果たした。すなわち、各級の審判組織は積極的に調査及び証拠集めを行い、裁判所長が自ら「先頭に立って」審理を主宰し、専門家の補助者は、環境修復の必要性と費用等のキーポイントとなる問題について、専門家としての意見を十分に発表し、検察機関もまた進んで支持したと見られる¹⁴⁾。しかしながら、裁判所や検察において多くの作業を行なった事件ではあったが、この事件は3年近く経過してようやく最終判決となった。そして、このように長い周期を経た後の判決執行では、妥協をすることはやむを得ないことである。すなわち、二審裁判所は、汚染企業に対し技術改造して環境を修復するよう促すことを目的として、費用の履行方式を変更し、40%の賠償金の支払いについては延納することができると判決した。しかも、企業に一定の条件を与えて、この限度内で相殺することができる機会を提供した。

以上の二つの事件の処理結果から窺い知ることができることは、生態環境損害の2種類の典型的な処理モデルのそれぞれには優劣があるということである。第一に、「康菲溢油事件」が比較的短期間で賠償を獲得するこ

とができたのは、交渉の過程が、優勢的立場にある海洋行政管理機関によって推進されたからであり、賠償義務者は駆け引きをする余地があまりないという圧力に苦しめられることになる。他方で、「泰州事件」では、関係する生態環境損害賠償の協議は、司法機関が推進した。司法の慎重さが環境科学の専門知識についての不足に加わって、事件処理の周期を非常に長くした。第二に、「康菲溢油事件」は、関係企業と行政の主管機関が賠償協議に合意した後に環境保護公益組織によってさらに訴えを起こされた。原告である中国生物多様性保護及び緑色発展基金会は、裁判所に対し、被告は傷つけられた渤海の生態環境について修復を行い、溢油事故発生以前の状態に戻すことを命じる判決を出すよう求めた。これは、当初、合意した賠償計画及び協議には司法の終局的効力の確認が欠けており、そのため、海洋行政の主管機関が関係企業と合意した賠償協議では海洋生態環境が受けた損害を補うのに十分でなかったからである。第三に、「康菲溢油事件」の賠償金支払いが予定額に達したという状況は、「泰州事件」より優れており、相当部分の賠償金の「延滞」又は多額の相殺が起きたという事態はない。この点は理解できなくはない。司法の執行率が低く、執行力が弱いという目下の状況では、企業に対する行政権力の威嚇力は、司法の執行と比べると、容易に成果を得ることができる。二つの事件における二つの処理モデルの優劣とその理由を見渡すと、もし行政機関が主導することにより協議効率が高いとか賠償金が予定額に達するのが速いといった優位性と、司法機関が主導することにより判決内容が全面的で、しかも終局的効力をもつという優位性とを結び付けることができれば、必ずや環境司法の現状は大幅に改善されるはずである。《試行規定案》が打ち出されたことは、第一段階として、行政機関が環境司法の中でますます積極的に自発的な効力を発揮するという流れを確実なものとし、また、2種類の処理モデルのそれぞれの優位性を結び付けるのに有利な契機を提供した。そして、この2種類の処理モデルの優位相互補完【優勢互补】が現実的に可能であるのかは、本稿でさらに議論する問題である。

(二) 現行の環境訴訟制度の枠組みの中で、行政権と司法権の優位相互補完を実現する

生態環境損害賠償事件の2種類の処理モデルがもたらす効果は異なっており、実質的には行政権と司法権それ自体の内容と機能の相違がもたらす差異である。これによれば、2種類の処理モデルの優位相互補完もまた、行政権と司法権が生態環境損害に対応するときにそれぞれの機能が発揮する相互の協力と補充と見ることができる。目下の環境司法制度の完全な枠組みの基本的形成という条件下で、二者の優位相互補完を実現しようとするならば、現行の環境司法制度と繋げる道を通しなければならない。従って、両者の処理モデルの優位相互補完を具体的にどのように実現するかを模索する前に、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟と現行の各関係訴訟制度との間の関係をきちんと整理しておくことは、我々がその実行可能性を探るのに答えなければならない問題である。

原告の主体区分により、我々は、行政機関が提起する生態環境損害賠償の訴えと、公民個人、関係する社会組織及び法律が規定する機関が提起する環境訴訟との間の関係を別々に分析したい。その一は、公民個人が提起するもので、環境民事訴訟である。この種の訴訟の趣旨は、環境と関係する人身、財産的利益を保護することであり、適用範囲において、2種の訴訟が同時に出現することはなく、ましてや衝突することなどない。その二は、法定の条件に合致する社会組織が環境民事公益訴訟を起こすことができるというもので、この種の訴訟は、訴訟目的上は、行政機関が提起する生態環境損害賠償と一致性を有する。環境保護部の関係する責任者による《試行規定案》の解説によれば、「社会組織が提起する環境公益訴訟と政府が提起する生態環境損害賠償は、生態環境損害賠償制度の重要な内容である……両者の関係と結び付きは、試行過程の中で徐々に模索し、そして完全なものにしていかなければならない」^[15]。その三は、検察機関が提起する環境民事公益訴訟又は行政公益訴訟で、検察機関が法律の監督の職能に立脚して提起する2種類の公益訴訟である。検察機関は、法律が規定する機関又は関係組織を法に従い督促し、又は支援するが、依然として適格な

主体が存在しない、又は適確な主体が訴訟を提起しない場合に、民事公益訴訟を提起することができる⁽⁷⁾。その働きは、主体の欠缺がもたらす環境公益救済の漏れを補う点にある。この補充の働きは、行政機関の損害賠償請求に対しても同じように有効である。民事公益訴訟の提起を除けば、監督管理の職責を負う行政機関が違法に職権を行使し、又は行使しないときに、検察機関が訴訟前手続を経た後に法に従い行政公益訴訟を提起することができ、行政機関に対して合法的に権利を用い、法に従い職責を履行するよう督促することができる。生態環境損害賠償事件が訴訟手続に入る必要があるとき、検察機関の法律監督は、同じように、生態環境損害賠償〔訴訟〕を提起する責任のある行政機関に適用される。以上の3種類の主体が提起する環境訴訟は、基本的に現行環境司法制度の主たる枠組みを形成している。分析を通じて分かったことは、行政機関が提起する生態環境損害賠償と現行枠組み内の各環境訴訟制度が衝突することはなく、一定の場合に結び付いて適用される余地も存在することである。「行政権と司法権の優位相互補完」は一つの美しい願望であるだけでなく、環境司法の現実の中で実現の可能性をも有するものである。

(三) 生態環境損害賠償事件は、一層高効率の判決と一層強度な執行を必要とする

前に述べたように、「優位相互補完」というのは、行政権は高効率で、威嚇力が強いという優位性と司法権の慎重さや全面的という優位性とを結び付けることである。事件が司法手続に入ったとき、「優位相互補完」の効果を追求するには、生態環境損害賠償事件に一層高効率の判決と一層強度な執行を取得させなければならない。「一層高効率の判決」というのは、司法の正義の点から見ると、判決を待つ適時性である。「遅れてやって来る正義は正義ではない。」というこの法諺は、生態環境損害賠償事件においては、特に明白である。現実の問題としては、司法資源の有限性に制約されるため、さらに政治や社会といった要因の妨害が加わり、裁判所はなかなか判決を出すことができず、訴訟の周期は引き延ばされやすい。すでに発生した生態環境損害については、環境利益は損害を受け続ける。政府

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

の応急事前対応策とそれぞれの対応措置があるとはいえ、これは、新たな損害の発生を先延ばしするという意味でしかなく、生態回復作業は、賠償資金が予定額に達しないが故に、最良の回復時期を逸するというリスクに直面する。裁判所ができるだけ早く判決を出すことで、生態回復作業は、一層迅速で一層資金面が保障された展開を行うことができる。生態環境損害賠償制度の設計案は、裁判所に高効率の判決を促すものでなければならない。「一層強度な執行」というのは、執行率と司法による正義の実現の程度との関係について言っている。「器用な嫁でも米がなければ炊事ができない」。修復資金の執行が予定額に達することは、生態修復作業を推進することの重要性にとって言を俟たない。「司法が環境を保護する」という目標が実現できるかどうかは、主として、判決の正確性と執行の強さにかかっている¹⁶⁾。そして、効果と利益の限界という角度から、執行の強さを増すことは、判決の正確性を高めることより、環境保護の効果を高めるのに有利である(生態環境損害賠償事件に関しては、事実の明確性についての誤判率は比較的低いので、執行面で高めることができる余地は大きい)。

四 完全な生態環境損害賠償の法制度を確立する構想

さらに迅速な判決を実現するには、裁判官を、事件の事実や法律の根拠と関係のない各種の考慮から解放しなければならない。さらに力強い執行を実現するには、地方政府に修復資金を管理させ、当地の汚染者に対する地方政府の影響力を利用して執行を実現しなければならない。さらに良い執行の効果を実現するには、多くの者の参与を取り入れて政府が修復資金を使用するのを監督しなければならない。このことに鑑み、行政機関が原告となる生態環境損害賠償モデルは、訴訟の提起及び推進並びに判決の宣告と執行等、全過程の完全な制度を建設すべきである。

(一) 行政機関が主導する訴訟の進行過程の推進

行政機関は、訴訟提起及びその主要な推進者として、裁判所が生態環境

損害賠償事件の中で大量の時間と仕事を費やすのを避けることができる。目下の司法実務において、裁判所は汚染者と地方政府の間をとりもたねばならず、社会の安定や地方の経済的利益といった要素を考慮する必要がある。事件を処理する裁判官は非常に大きな圧力に直面するだけでなく、作業量の負担もかなり大きい。生態環境損害賠償それ自体について言えば、こうしたことは、もともと、裁判官が事件処理の際に関係することではないが、実際には裁判所は、「裁判所——汚染者——地方政府」という三者対決に参加させられることになる。このことから、間に立つ裁判〔所〕の地位と権威に影響を与えることは免れ難い。それ故、生態環境損害賠償制度の設計に際しては、裁判官を、社会の安定や地方の経済発展といった、地方政府と汚染者が解決しなければならない問題から解放するようにしなければならない。事件それ自体について裁判を行うだけで、政府と汚染者が交渉して出した賠償計画については、当該計画が認められるものであるかどうか、さらに修正が必要かどうかについて審査及び採決を行うのである。司法機関が訴訟の中で演じるのは、行政権力を制限する者であり、訴訟で弱い方の合法的利益の保護者でなければならない。

当然のことながら、その中で最大の憂慮は地方政府と汚染者の共謀であるが、この問題を出すことの事前の仮定は、地方政府が環境保護の反対側に立っているということである。目下の政策の背景及び政治的現実の下では、この事前の仮定の確かさは、本来なら、議論の余地があり、しかも裁判所がこの問題に対応することは、手の施しようがないというわけではない。すなわち、訴訟過程における証拠や鑑定意見といった情報の共有等は、裁判所を情報において優位な立場におかせることができ、裁判官はこれにより独力で判断することが可能となる。例えば、裁判所は、現在ある情報に基づき、または専門家から意見を聞いて、生態が受けた破壊の実際の状況と修復の技術的要求とを結び付け、損害賠償の額、範囲及び方式の心理的予期を得ることができる。「心理的予期」というのは、行政機関と関係企業が合意した計画に対する制限であり、裁判所は、関係企業と行政機関が合意した協議への審査を通じて、行政機関が、〔汚染者を〕かばう

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

ために賠償金額があまりにも低くなるのを防ぎ、あるいは行政機関が強い立場にあるのを利用して汚染者を「搾取」し、汚染者の合法的な利益が害されるのを防ぐのである。

(二) 訴訟の各段階での推進路線と具体的制度の構想

1. 訴訟提起と推進の段階

行政機関に生態環境損害賠償事件における賠償請求の主体資格を与えることは、行政機関が必然的に訴訟を提起する主導性・積極性を備えるということの意味しない。生態環境損害の法的事実が生じたが、行政機関が訴えを起こさないか、又は訴え提起を怠っているとき、条件を充たす環境保護公益組織又は検察機関は、人民法院に対し環境行政公益訴訟を提起し、行政機関が訴訟提起権を行使するよう促して、できるだけ早く生態環境損害賠償の業務を展開させることができる。行政機関が生態環境損害賠償訴訟を提起した後に、《環境保護法》第58条の規定に合致する公益組織も訴訟を提起すれば、人民法院は、状況の相違に基づいて処理しなければならない。すなわち、環境保護組織の訴訟による請求と行政機関の訴求することが性質や範囲において一致するか又はほぼ一致するときは、行政機関の訴訟権が優先し、環境保護組織の請求は却下されなければならない。それに対し、環境保護組織の訴訟による請求が行政機関の訴求の範囲を超え、しかも確実に公共の利益に属するときは、人民法院は、両者を併合して審理することができる。事件受理の後、訴えを起こした行政機関が、調査や証拠調べ、その他の訴訟準備作業を進める。それと同時に、人民法院が指定する第三者たる環境損害専門の鑑定機構が鑑定や評価を進める。鑑定意見〔書〕作成、主要な証拠の収集が終了した後、行政機関は関係企業と交渉を行い、技術的鑑定の意見と証拠が証明する責任の比率に基づいて、関係企業が行う生態環境損害賠償の範囲、金額及び履行方式について協議する。事件の進展の高効率性を促進するために、証拠収集や賠償計画交渉の時間は、比較的短い期間に限定されるべきである。

2. 判決と執行の段階

判決が出される前、人民法院は、主として、行政機関が訴訟を提起した

後に推進する各種訴訟行為に対して合法性と合理性の審査を行う。合法性の審査の内容としては、行政機関が集めた証拠は法定の手続を守ったものだったのか、その証拠それ自体が合法なのか、を含んでいる。合理性の審査の内容としては、行政機関が訴訟の中で行政権力を用いることが正当であったかどうか、必要であったかどうか、そして関係企業と合意した賠償計画が鑑定結果の実際の需要を評価するのに合致しているか、を含んでいる。実質性の審査については、鑑定意見の客観性と真実性を保証するために、人民法院は、専門家から意見を聞いたり、又は必要があれば、その他の環境損害鑑定機構が鑑定結果に対して検証を行うことを組織することができる。二重の審査を行なった後に、裁判所は、審査結果に基づいて賠償計画を承認するか、部分的に承認するか、又は否定するかを決を下すことになる。承認というのは、裁判所が直接、判決を出すことができるということの意味する。部分的承認というのは、裁判所が賠償計画の具体的な内容に対して提案を出し、原告・被告双方に改定の協議をするよう求めることができるということである。否定というのは、裁判所が原告・被告双方に再度、賠償計画を定めるように求め、又は一定の期限後になお双方が合法的かつ合理的な計画について合意に達しないときには、人民法院が自ら判決を下すことができる、という意味である。

すでに成立した賠償計画については、司法が行う審判を通じて最終的効力を手に入れる。この計画の発生は、行政権と司法権が相互に支持するものであり、共同で生み出す結果を制約することで、その執行は行政権と司法権の二重の支持を得ることができる。司法が執行することは、財産の処置に対する上級の権限であり、行政の法執行力の威嚇も加わって、汚染者が賠償計画について気持ちを変えたり、執行に抵抗したり、条件を付けてくるといったコストを大幅に高める。執行の効果が大きく改善されることが期待される。

3. 修復を実施する（修復資金の使用の）段階

環境法治は賠償で止まってはならない。生態の修復は一つの長期的過程であって、賠償請求の成功と生態が修復を得ることの間には、さらに長い

歩まねばならない道がある。それ故、生態環境損害賠償の司法執行の効果の追求は、賠償金が予定額に達したことで満足してはならず、さらに一歩進んで生態修復の展開にも関心をもつべきである。そして、その中で極めて核心的な問題は修復資金の管理と使用である。我々の解するところによれば、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟に対する励ましから出て、生態修復資金は主として行政機関が管理や使用を行うべきであり、しかも地方政府の財政予算体系に組み込まれ、予算の監督を受ける。行政機関の主導とは言っても、行政機関の「専断」を意味するわけではない。修復資金の管理及び使用の具体的なメカニズムとしては、修復資金の使用及び管理を監督する理事会又は管理委員会を確立することを考えることができる。裁判所もまた、修復資金の使用及び管理の重要な監督者であり、理事会(委員会)の中で一席を占めているべきである。その他の監督者としては、環境保護公益組織、公民の代表、一定数の専門技術人員等が含まれる。理事[会](委員会)の議事規則と投票規則を定めることを通じて、行政機関が修復資金を使用することに対して方針決定への監督を行う。政府の会計監査機関又は理事会(委員会)が自ら招聘した第三者の会計監査組織を通じて、毎年度、修復資金の管理及び使用に対して会計監査の監督を行う。

(三) 情報公開と民衆の参与が公益訴訟の全過程を貫かなければならない

行政機関は、民衆が共同して享有している破壊された生態環境を回復するために、自己の職責を履行する。「環境利益」は、大勢の民衆が共同して享有しているものであり、民衆の生存、生活、健康と密接に関係しているのであるから、この過程の中で民衆の知る権利や提案権は当然、保障されなければならない。と同時に、民衆はまた、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の重要な外部監督勢力でもあり、適当な世論の圧力は、行政機関に一層積極的に職能を行使するよう促すことができる。民衆が情報を得る道が妨げられないことを保障するために、そして対話に参与するメカニズムを保障するために、訴訟から始まり、人民法院、訴訟を提起した行政機関、汚染企業、及び大勢の民衆の間に、常態化された架橋交流メカ

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

ニズムを築く必要がある。行政機関と汚染企業の交渉の成立や裁判所の判決の宣告もまた、民衆の合理的な意見と提案を考慮すべきである。生態の修復の中で、民衆と行政機関の対話メカニズムは、同時にまた、修復資金の管理及び使用に参与する監督のメカニズムでもある。

五 結語

本稿は、《試行規定案》の中の関係する「生態環境損害賠償権利者」の規定と結び付けて、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性について分析を行なった。生態環境損害賠償訴訟は、環境保護行政機関がますます大きな作用を発揮する必要があると見るべきである。そして、行政機関は、公益を保護する生態環境損害賠償権利者として、そこに伴う問題を同じように軽視してはならず、立法者が制度を整備するとき、それをできる限り避けなければならない。行政機関を原告とする生態環境損害賠償モデルは、訴訟の提起や推進、判決を出すことや執行等の全過程において完全な制度を建設すべきである。

- (1) 本稿筆者は、かつて発表した環境法学の研究論文や書籍の中で一貫して「生態損害【生态损害】」という用語を用い、専門論文で「生態損害」の法学概念を分析してきたが、《生態環境損害賠償制度改革の試行規定案》は、中国共産党中央弁公庁と国务院弁公庁が連携して発行した、生態文明体制改革の「1プラス6」構想の一つとしての国家重要政策文書である。しかも、当該文書の中で定義されている「生態環境損害」と本稿筆者が定義付けを行なった「生態損害」は、意味が一致しており、用語を一致させて、本稿は「生態環境損害」を文中のキーワードとして採用した。
- (2) 2016年11月7日の主席令第56号《全国人大常委会による〈中華人民共和国海洋環境保護法〉改正に関する決定》に基づき、《海洋環境保護法》が改正された後、元の第90条第2項の条数は第89条第2項に変更となった。参見《中华人民共和国海洋环境保护法(2016北大法宝整理版)》, 来源: 北大法宝网站, 法宝引证码: CLI.1.284158。
- (3) 「権利」という語を包んでいる道德という上着をはぎ取ると、公法領域であれ私法領域であれ、どの権利主張者も、自身の人身、人格と財産的利益を守るためである。「第一世代の人権」(公民及び政治の権利)は、個々人の自由が公権力に対抗す

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

るという基礎を定めた。「第二世代の人権」(経済社会の権利)は、たとえ団体の権利という顔つきで現れたのだとしても、それは「人の固有の尊厳」に由来する。集団の人権である「第三世代の人権」(社会連帯の権利)に至っても、自然人が特定の集団の中で行使して初めて、意味を持つ。

- (4) 《最高人民法院、民政部、环境保护部关于贯彻实施环境民事公益诉讼制度的通知》第4条から第6条の規定参照。
- (5) 省級政府は、中央政府に次ぐ一級行政機関として、「政企共謀」又は「共同制圧」の決定をするとき、ますます大きなコストを背負うことになる。それが指定する関係機関がその名義で汚染者をかばい、又は司法の独立に干渉する行為をするとき、政府の公信力と法律の尊厳はさらに大きな損害を受ける。こうしたリスクを下げるために、省級政府は、損害賠償請求過程の公平、公正及び合法性を保証する力を有しており、具体的に生態環境損害賠償〔請求〕を展開する行政機関に対して、上から下へと監督を行うのである。
- (6) 2011年6月4日及び6月17日、蓬莱19-3油田で相次いで溢油事故が起き、海を大量の原油と油基スラリーの海にすることを惹き起こし、渤海の海洋の生態環境に対して重大な汚染損害を生じさせた。この原油汚染事故が惹き起こした海洋生態(環境)それ自体の損害については、行政主管機関、環境保護公益組織が相前後して公益訴訟又は公益損害賠償請求訴訟を提起した。2012年4月、国家海洋局北海分局、康菲会社、中海油は、共同して、海洋生態損害埋め合わせの協議書に署名した。康菲会社と中海油は、合計で16.83億人民元を支払い、その中のうち10.9億人民元は康菲会社が出したもので、今回の溢油事故が海洋生態に対して生じさせた損害を賠償した。中海油は4.8億人民元、康菲会社は1.13億人民元をそれぞれ出し、渤海環境を保護する社会的責任を負うことになった。2015年6月、中国生物多様性保護及び綠色發展基金会は、青島海事裁判所に公益訴訟を提起し、裁判所に対して、康菲石油と中海油の両会社に渤海湾の生態環境を事故発生前の状態に回復させる判決を下すように求めた。
- (7) 参见《检察机关提起公益诉讼改革试点方案》。

参考文献：

- [1] 顏运秋. 公益诉讼：国家所有权保护和救济的新途径 [J]. 环球法律评论, 2008(3): 32-41.
- [2] 肖建国. 利益交错中的环境公益诉讼原理 [J]. 中国人民大学学报, 2016(2): 14-22.
- [3] 张式军. 环境公益诉讼浅析 [J]. 甘肃政法学院学报, 2004(4): 45-50.
- [4] 蔡守秋. 论公众共用物的法律保护 [J]. 河北法学, 2012(4): 9-24.
- [5] 王明远. 论我国环境公益诉讼的发展方向：基于行政权与司法权关系的理论分析[J].

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

中国法学, 2016(1): 49-68.

- [6] 沈寿文. 环境公益诉讼行政机关原告资格之反思——基于宪法原理的分析 [J]. 当代法学, 2013(1): 61-67.
- [7] 陈海嵩. 绿色发展中的环境法实施问题: 基于PX事件的微观分析 [J]. 中国法学, 2016(1): 69-86.
- [8] 徐祥民. 通过司法解释建立环境公益诉讼制度的可能性探讨 [M] // 中国环境法治·2012年卷. 北京: 法律出版社, 2012.
- [9] 鲁道夫·冯·耶林 [ルードルフ・フォン・イエーリング]. 为权利而斗争 [権利のための闘争] [M]. 胡宝海, 译. 中国法制出版社, 2004: 55.
- [10] 蔡守秋. 从环境权到国家环境保护义务和环境公益诉讼 [J]. 现代法学, 2013(6): 3-21.
- [11] 陈海嵩. 国家环境保护义务的溯源与展开 [J]. 法学研究, 2014(3): 62-81.
- [12] 韩波. 公益诉讼制度的力量组合 [J]. 当代法学, 2013(1): 31-37.
- [13] 况文婷, 梅凤乔. 生态环境损害行政责任方式探讨 [J]. 人民论坛, 2016(5): 116-118.
- [14] 吕忠梅. 环境司法理性不能止于“天价”赔偿: 泰州环境公益诉讼案评析 [J]. 中国法学, 2016(3): 244-264.
- [15] 新华网. 环保部有关负责人解读《生态环境损害赔偿制度改革试点方案》[EB/OL]. (2015-12-03) [2016-02-16]. <http://news.xinhuanet.com/fortune/2015-12/03/c1117349597.htm>.
- [16] 桑本谦. 理论法学的迷雾——以轰动案例为素材 [M]. 北京: 法律出版社, 2015.

訳者あとがき

本稿は、梅宏、胡勇:《论行政机关提起生态环境损害赔偿诉讼的正当性与可行性》,载《重庆大学学报(社会科学版)》2017年第23卷第5期(2017年9月)第82-89页の翻訳である。梅宏氏は、1973年陝西省生まれの中国海洋大学法政学院法律系副教授で(本論文発表時)、環境法学がご専門である。胡勇氏は1993年生まれで梅宏副教授が指導した院生であり、昨年6月の修士号取得後、現在は上海市錦天城(深圳)法律事務所に勤務されている。この研究論文は、「海洋生態環境損害賠償の苦境と対策の研究」と題して、中国の国家社会科学基金の助成を取得されている(17BFX127)。訳者は、行政機関が損害賠償訴訟を提起するという中国の近時の制度について関心を有していたところ、その理論的根拠とその訴訟の在り方について

梅宏、胡勇「行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟の正当性と実行可能性」(矢澤)

て理論的に論じた本論文は、最新の中国環境法を知る上でかなり有意義なものである。そこで、この論文を日本語に訳して発表したい旨のメールを梅先生にお送りしたところ、梅先生からは、2018年8月2日に、即ご快諾の返事をいただいた(訳者宛のメール)。梅先生のご厚意に御礼申し上げます。

中国の新《環境保護法》施行以降、中国では環境保護のためのいくつかの訴訟制度が整備されてきている。個人が提起する環境民事訴訟、法定の要件を充たした社会組織が提起する環境民事公益訴訟、検察機関が提起する環境民事公益訴訟又は行政公益訴訟、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟といったものがある。とりわけ、検察機関や行政機関が提起する訴訟となると、その理論的根拠は何かから始まって、行政権と司法権との関係という論点が生じてくる。本稿は、行政機関が提起する生態環境損害賠償訴訟について理論的に分析したものである。これらの公益訴訟や生態環境損害賠償請求訴訟については、もちろん今後もしばらくは議論が続くであろうが、まずは生態環境損害賠償請求訴訟に関する論点の整理・解決とあるべき姿を目指した本稿は有意義なものと言える。

中国語の原語を記した方が良いと考えられる場合には、すみ付パーレン【 】を付して、その中に記載した。二重山型カッコ《 》は、原文のままである。亀甲〔 〕内の語句は、読者の理解のしやすさという観点から、訳者が補ったもの(いわゆる訳注)である。訳文には、訳者の能力不足の故の誤りが多々あるものと思われる。諸先生方のご教示を頂戴できれば幸甚である。

Reprinted from

KITAKYUSHU SHIRITSU DAIGAKU HOU-SEI RONSHU

Journal of Law and Political Science. Vol. XLVI No. 3 / 4

March 2019

**MEI Hong and HU Yong, On the Legitimacy and
Feasibility of Executive Branches to File the Lawsuit for
the Ecological Damage Claim**

translated by YAZAWA Hisazumi